

報酬月額又は最近三箇月の平均収入月額を下らざる慰勞金を支給せしむること

被徵用者(現員被徵用者を含む)に對しては賃金規則に定むる徵用解除手當を支給し前項の慰勞金は支給せざることを、但し徵用解除手當が前項の慰勞金を下る場合は前項の慰勞金額を徵用解除手當額とする

(一) 新規被徵用者に對しては當該工場事業場の支給する徵用解除手當の外國庫の負擔に依り國民動勞員接護會をして徵用慰勞金(一〇〇圓)を支給せしむること

(二) 戰局急變に依り在籍の儘休業せしめられたる勤勞者に對しては其の休業期間中健康保險標準報酬日額の六割を下らざる休業手當を支給すること

備考

(一) 工場事業場が本件に依る諸支拂を爲すに要する資金の入手に付ては別に措置する様關係當局に協議すること、要すれば特定工場事業場に對しては支拂金に付國家補償の方途を講ずること

(二) 従來扶助又は援護を受け居りし者に關する離職後の扶助又は援護の繼續並に離職の爲生活困難となりたる者に關する扶助又は援護に關しては別途考慮するものとする

臨時復員對策委員會の設置

昭和二十年八月二十四日の次官會議の決定を以て、厚生省に臨時復員對策委員會を設置することとし、其の規程を左の如く定めた。

臨時復員對策委員會規程(昭和二十年八月二十)

第一條 戰爭終結ニ伴ヒ勳員又ハ徵用ヲ解除セラレタル軍人軍屬、外國又ハ外地ヨリ歸還スル邦人及工場事業場等ノ廢止又ハ縮少等ニ依リ離職シタル者ノ就職確保ニ關シ必要ナル事項ヲ調査審議スル爲厚生省ニ臨時復員對策委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長、委員及幹事若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ
委員及幹事ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ニ付厚生大臣之ヲ任命又ハ委嘱ス

第三條 委員長ハ會務ヲ統理ス委員長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
委員ハ調査審議ヲ掌ル
幹事ハ委員長及委員ノ命ヲ承ケ必要ナル調査ヲ掌ル

第四條 特定ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ特別部會ヲ置クコトヲ得
特別部會ノ委員及幹事ハ委員長之ヲ定ム

第五條 本部ニ書記ヲ置クコトヲ得
書記ハ委員長之ヲ任命又ハ囑託ス書記ハ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

金融業、運輸通信業並に建築業等に於ける元從業者の原職復歸

戰爭終結に伴ふ事態の急變に對處する金融業並に運輸通信業等の實情に鑑み、政府は差當り歸還軍人、傷痍軍人の就職斡旋及先に軍需産業に配置轉換したる此の種部門並に大工、左官、畜職、屋根職、疊職等の建築業、證券印刷業の從業者を原職に復歸せしむること

とし、昭和二十年八月二十七日附を以て、勤勞局長より各地方長官宛左記の如く通牒を發した。

一、復歸せしむべき者の範圍
歸還軍人、傷痍軍人及左の各項に依る措置に依り軍需産業に配置轉換せられたるものを對象とし金融業にありては銀行、保險及信託業に付實施すること

イ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號(所謂男子就業の禁止又は制限)に依るもの
ロ、徵用又は指導勸奨に依るもの
ハ、前記「イ」に依るの外金融業にありては客

年五月二十五日發勤第一四三號金融業に於ける從業者の配置及其の職域の徵用に關する件通牒、運輸通信業にありては昭和十八年九月三日官廳、地方公共團體及勤勞者徵用に關する措置要領の件通牒に依るもの

二、實施手續
イ、歸還軍人及傷痍軍人にありては市町村其の他關係團體と緊密なる連絡を採り就職希望者を調査すること
ロ、轉換者にありては工場事業場等をして當該轉換者中復歸希望者を調査せしむること

ハ、前項に依る調査の外從業者を従前使用せる官衙、事業場又は勞務報國會支部より轉換先を明確せる名簿を提出せしめ措置するも可なること尙金融業にありては職域徵用實施に際し作成せしめたる供出男子人名表等に依るも差支へなきこと
ニ、就業先又は復歸先他應府縣にあるものに付ては相互に連絡すること
ホ、應府縣前各項に依り調査したる復歸希望者の